忘れられた車図

陽明文庫所蔵 『納言大将車絵様』 および 『車絵』について-

木 村 真美子 徳 仁 親 王

はじめに

町時代末期に現在のかたちに編集され、江戸時代に、朝儀の復興および有職研究の高揚に伴って、盛んに転写された 二対四軸存在したことから、本紀要第一一号において、『西園寺家車図』の伝本についての検討を行ない、同図が室(1) 研究するうえで基本となる史料である。学習院大学史料館が西園寺家から寄託をうけた史料のなかに、両図の写本が |西園寺家車図』および『九条家車図』は、主として鎌倉時代に両家で用いられた牛車を図示したもので、 牛車を

牛車は、 貴族の生活に必須のものであったため、絵巻物や屛風などに点景としてしばしば描かれているが、このほ だが、この点について直接語ってくれる史料はなく、その解明は容易ではない。

ものであることを明らかにした。そこで、次なる課題は同図がいかにして成立したかを明らかにすることだと考える。

うち、『西園寺家車図』より成立が遡るものとしては、前田育徳会尊経閣文庫所蔵『車輿等書』・陽明文庫所蔵『納言 大将車絵様』および『車絵』・東京大学史料編纂所所蔵『徳大寺公清公記』(以下、『公清公記』と略す)貞和六年 『西園寺家車図』や『九条家車図』のように実用上の必要から詳細に牛車を描いた絵図がいくつか存在する。 その

そのなかで、今回は『西園寺家車図』と密接な関係を有すると考えられる陽明文庫に所蔵される二つの車図、すな

(一三五〇)正月一六日条所載の車図などがある。

る『車絵』に注目してみた わち、西園寺家所用の牛車の図である『納言大将車絵様』、および西園寺家以外の家の所用にかかる牛車の図を有す

すめ、さらに中世における車図の有り様を考えてみたいと思う。なお、本稿の末尾には両書の翻刻を掲載した。 本稿では、この両書を紹介するとともに、その検討を通じて『西園寺家車図』の史料的な性格についての解明をす

一 『納言大将車絵様』

鞆絵」と記された題箋が貼付されている。これは、改装前の表紙の外題を切り取ったものかもしれない。本紙には、 裏打が施されている。本紙横方向の中央に谷折の折目痕が残り、現状に改装される以前、絵を内側に、横長に二つ折 りして保管されていた時期があったと考えられる。表紙および本紙に外題はないが、袖紙の奥上に「納言大将車絵様 一六二・五糎。本紙は、楮紙三紙で、近代になって刷毛目渋引表紙と袖紙および軸紙 まず、『納言大将車絵様』についてみてみよう。はじめに書誌と概要を記す。巻子一軸、縦二九・八糎、横は全長 (軸は花梨か)が加えられ、総

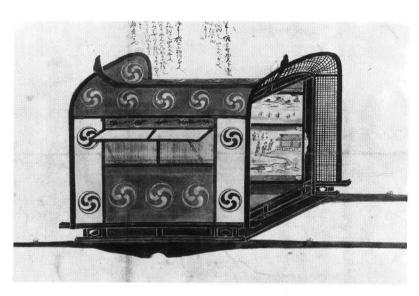
と網代車を描いたものであることは明らかだといえる。

町時代中~後期の成立になるものと推測される。 彩色の牛車の図二点が描かれ、 それぞれの上部には小字による注記がある。 紙質および絵や文字の書様などから、

すとおり、両者とも車文として鞆絵(巴)を有しているが、室町時代中期の公卿・洞院実熙(一四〇九~?、 二つの牛車の図は、それぞれ形態上の特徴から第一図は半蔀車(図1)、第二図は網代車(図2)であることが知 さらに、第一図上部の注記には、「承久御車」および「建長御車」に関する記述があり、ほかに、 本書の両図は西園寺家において「納言大将」が用いた半蔀車と網代車とを描いたものだと考えられる。 の手になる有職書『蛙抄』によれば、 題箋にしたがえば「納言大将」の乗用する牛車を描いたものということになる。さらに、題箋にも記 鞆絵は西園寺家の車文なので、西園寺家所用の車だと判断される。 五七出 すなわ

殿…云々」の部分は、『車輿等書』所収「半蔀車記録抄出」に引く「公相公記」にほぼ同文が見えており、 氏乗用の車を指している。このように、図上部の注記からも、本書が西園寺家における「納言大将」の用いた半蔀車(g) の牛車を指すことが確かめられる。そして、第二図上部の注記にある「承久御車」・「貞応御車」もそれぞれ公経・実 実氏・公相三代の任右大将に伴う半蔀始に対応するものだと考えられる。「建長御車」に関する記事のうち、「故入道 「貞応御車」がこれに並ぶものとして記されている。この三つの「御車」は、年次からみて、それぞれ西園寺公経 公相所用

りにくいかもしれないが、近似している。 蔀車」 図 ともに俯瞰図で、子細に見れば若干の異同はあるものの、ほとんど同一というべきものである。本書と『西園 (参考図A)および「同車内絵図」(参考図B)とを比較すると、 同種の車の図を含む『西園寺家車図』と対照してみよう。第一図と『西園寺家車図』 また、第二図と『西園寺家車図』所載の「納言大将網代車」図 描写の視覚が異なっているので一見わか 所載の「納言大将半



『納言大将車絵様』第一図、 図 1 半蔀車

半蔀車 以下、 ある。 11 確 が描 ろう。 車内絵に関する見解を参考にしながら考察を進めてみた(ユ) が、 が見える。 方に霞の 内絵である。 らよいだろうか。 西園寺家車図』 半蔀 なものとしては最古) 両者の図において最も大きく異なるのは、 中 かれている。 この相違にはいかなる意味が見出せるであろうか。 車の立板に唐絵を描くことは、 藤原重雄氏が『公清公記』 0 国 それでは、 項 かかった山があり、 風の建物と人物を描く唐絵であるのに対し、 ところが、 に 上段の物見板、 は、 同 両者の図様の相違点に注目してみたい 物見板の絵様は両図ともに共通し、 その関係はどのようなものだと考えた (物見) 日本の風景を描いた大和絵なので 立板の絵は全く違っている。 の検討の過程で示した、 下立 それを背景に鶴の飛ぶ様子 下段の立板にはそれぞれ 板 所載の車図 に 先述した つい 半蔀車の車 (年記の 牛車 蛙 本書

明

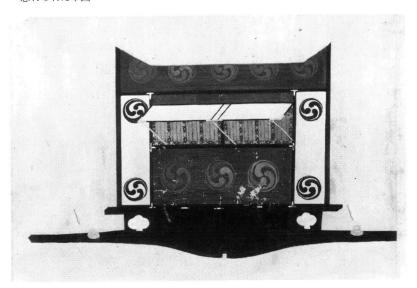
0

小葵綾、 画四季唐絵、 右ノ前ハ夏、 同後八秋、 と記されて て「内方張 抄

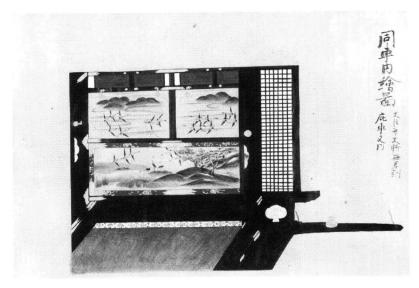
か

遠

寺家車図』とが深い関係を有していることは間違いな



参考図A 『西園寺家車図』納言大将半蔀車



参考図B 『西園寺家車図』同(納言大将半蔀車)車内絵図

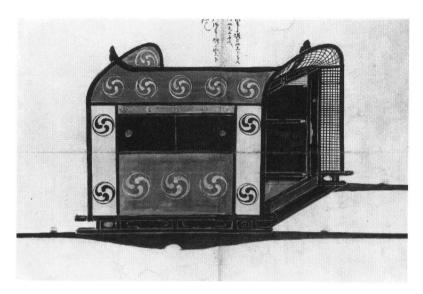
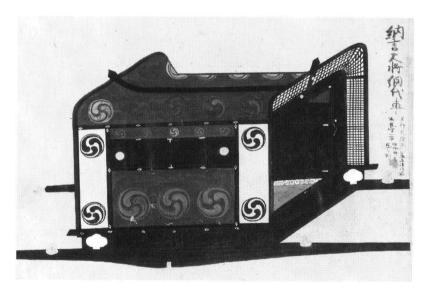


図2 『納言大将車絵様』第二図、網代車



参考図C 『西園寺家車図』納言大将網代車

と考えられるのである。

『納言大将車絵様』が正確な描写を有しているのに対し、『西園寺家車図』は誤っているといえる。 賀の時に用いられた車であり、 の いることと一致する。さらに同書は、大臣・大将の乗用する半蔀車には「四季唐絵」を描くとするのに対し、 分けられていたのである。 .る「唐御車」には「唐絵」を、「侍従中少将」の車には「和絵」を描くとする。『公清公記』所載の車図は、 ·乗用する網代車の車内絵については単に「四季絵」とだけ記している。また、『九条家車図』では、院・摂関の用 ゆえに「納言大将半蔀車」の立板には、唐絵が描かれるべきである。この点については やはり大和絵が描かれている。要するに、唐絵と大和絵とは身分の高下によって使い 少将拝

同後冬という、『蛙抄』の記述とは異なる配列を有している。そのうえ、説明書きのなかにも「少葵綾ヲ張テ画四季 で『公清公記』所載の車図の車内四季絵をみてみると、『蛙抄』と同様、進行方向に向かって時計回りに春夏秋冬が さらに、いまひとつ問題となるのが四季絵の配列である。『西園寺家車図』の車内絵は、左前春、 右ノ前夏、同後冬、」とみえ、絵図と合致する記述を行なっている。一体いずれの配列が正しいのであろうか。ここ左ノ前春、同後秋、」とみえ、絵図と合致する記述を行なっている。一体いずれの配列が正しいのであろうか。ここ 右前夏、

に成立した図における四季絵の配列は、いずれも『蛙抄』の記述と合致しているわけである。それに対し、『西園 載せる洞院家所用の雨 家車図』の示す配列は、 (尼)眉車も、『蛙抄』や『公清公記』所載の車図と同じ配列である。 ほかに裏付けを得られない。 したがって、この点についても『西園寺家車図』が誤っている つまり、より古い時期

配列されている。次章で紹介する陽明文庫所蔵『車絵』は、『公清公記』よりも成立が遡ると考えられるが、

そこに

角を異にしていることからみて、本書が『西園寺家車図』の祖本にあたるとは考えにくい。しかし、本書の存在は、 の絵を載せる『西園寺家車図』よりも優れた点があるということが明らかになった。 以上の検討から、『納言大将車絵様』は西園寺家において納言大将の用いた半蔀車 ただし、 半蔀車の図が描写の視

・網代車を描いたもので、

牛車に関する基本史料ともいうべき『西園寺家車図』が、少なからぬ問題をはらんでいることを教えてくれる。そし て、『西園寺家車図』が現在のようなかたちでまとめられる以前、西園寺家所用の車を描いた絵図が同一の車種につ

いて複数存在していたことをも示唆するのである。

う。そして本書は、実際に使用された車を図示したものから、あるべき姿を図示するものへ変化するという、有職書 え、抹消したものと思われる。また、同じ図において檐上および物見下には大鞆絵が描かれるが、注記には「承久御(ミン) としての車図の成立に関する重要な問題を提示しているのである。 もいうべき図に校正を加える際の典拠を記したものだと考えられる。 無文」の記述に従って文を抹消した点からみれば、あるべき西園寺家の車図を作製するための下準備として、下絵と の図が誰の乗用した車であるのかを特定しようとしたものという可能性がある。しかし、両者に共通する「物見上ハ 車」は「檐上幷物見下遠文小鞆絵」、「建長御車」は「檐上小鞆絵遠文」であったと記されている。注記の意図は、こ 墨が塗られているのである。これは、 「物見上ハ無文」と見えているが、第一図では、物見の上に鞆絵文が描かれている。ところが、この鞆絵文に重ねて のとみるべきかについて知る手がかりとなるからである。第一図上の注記には、「承久御車」・「建長御車」ともに 本章の最後に、図とその上部に書かれた注記との関係を考えてみたい。なぜなら、これが本書自体をどのようなも 注記を加えた人物が、注記の内容を勘案し、ここに車文を描くのは誤りだと考 つまり、本書は草稿本ということになるのだろ

二『車絵』

ある。 打された打紙である。『納言大将車絵様』と同様、新調の刷毛目渋引表紙および袖紙、軸紙(軸は黒檀か) n ころどころに擦り消した跡が見られ、重ね書きや挿入符による本文補入が多く、清書という作業を経ていないようで 可能性が高い。本紙は、彩色を施した牛車の図四点とその説明書き、および関連史料からなっている。 はすべて楮紙であるが、 なっていることなどから、草稿本ではなく正本として制作されたものと考えられよう。 および絵や文字の書き様から『納言大将車絵様』に比べてかなり遡り、鎌倉時代後期~南北朝時代と推測される。 つぎに、『車絵』についてみてみよう。 最短で一四・七糎である。第一紙は第二紙以降とくらべて汚れが多く、現状に改装される以前は、 虫喰い部分には修補が施されているが、裏打ちはない。各紙の横幅にはかなりばらつきがあり、最長で五一・一 しかし、丁寧に彩色された絵図を伴っていること、および紙の長短がバラバラで必要な部分のみ切り継ぎを行 絵の描かれている料紙四紙は、文字のみが記されている料紙とは異なり、 本書は、 巻子一軸で、縦三一・六糎、 横は全長五九五・八糎。 きわめて丁寧に敲 成立は、 表紙であった 本紙 が加えら 一五紙 紙質

六紙にかけて雨眉車の絵図(俯瞰図・車内図・正面図)、第七紙から第九紙にかけて檳榔庇車の説明書き、 から第一五紙にかけて檳榔庇車に関する古記録の抜書きとなっている。 本書の構成は、 第一紙・第二紙目に網代車についての説明書き、 第三紙に網代車の絵図 (俯瞰図)、 第四紙から第 第一〇紙

(一) 洞院家の車図

あり、 まず、 ついで四つの絵図がつづく。このうち、説明書きに対応する網代車を描いたものは、絵様との対応からみて、 絵図を含む第六紙までについて検討してみよう。 はじめに一つ書き形式の「網代車」の説明書き(図3)が

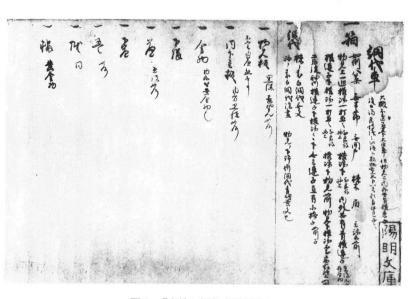


図3 『車絵』網代車説明書き

は、

が第二図の前に存在していない。つまり、

第二図の前に

えられる。とすれば、本来第一図と第二図とのあいだに

をかんがみれば、それは一つ書き形式の説明書きだと考

車の種類が記されている必要があり、第一図の場合

は説明書きがあったが、ある時期に失われ、絵図同士が

直接に貼り継がれてしまったとみるべきである。

この

同じ車を違う視角で描いたものだとわかる。ところが、

「同」の文字が受けるべき内容を明らかにする文字

う傍書のある第四図(図7)

は、第二図に描かれた車と

との傍書がある第三図(図6)および「同車向方」といそして、車内絵および袖や庇の形状から、「同車内左方」(33)

たもので、同図の前にあった説明書きが失われた後に書第二図に描かれた車を何と呼ぶべきか勘案して加えられ傍に書かれた注記である。「雨眉車是也、或説網代庇為らに書かれた注記である。「雨眉車是也、或説網代庇為ここで、いま一つ注意しておきたいのが、第二図の右

<u>一</u> 図 第一図 (図4)のみで、「雨眉車是也…」の傍書を持つ第

(図5) 以下は別の車を描いたものだと判断される。

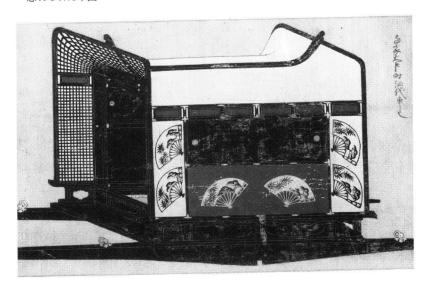
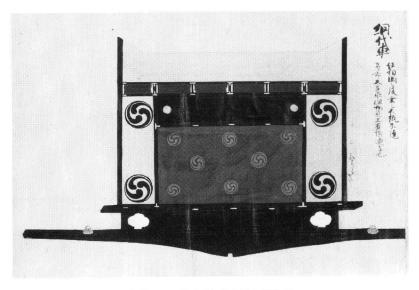


図4 『車絵』第一図、網代車



参考図D 『西園寺家車図』網代車

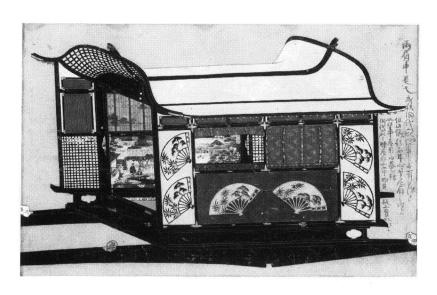
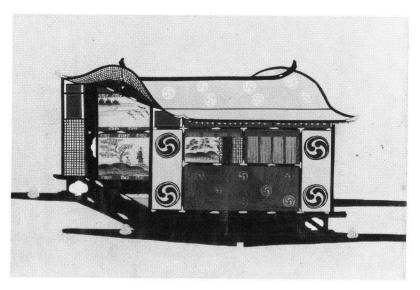


図5 『車絵』第二図、雨眉車



参考図 E 『西園寺家車図』雨眉網代庇車

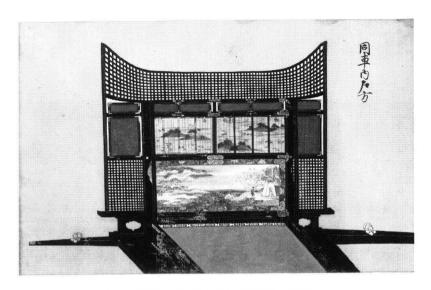


図6 『車絵』第三図、同(雨眉車)車内左方

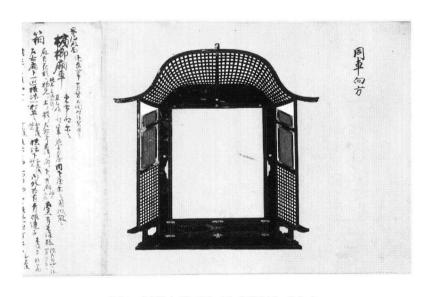


図7 『車絵』第四図、同(雨眉車)車向方

かれたと考えざるを得ない。すなわち、この注記は絵図の製作からかなり下った時期に加えられたものだということ したがって、本図自体の成

立および性格について考えるうえでは、 になる。そして、これと同筆にかかる第一図の右傍の注記も同様のものだと考えられる。 ひとまず検討の対象外とすることが可能であろう。(ユ)

家において太政大臣となった者の用いた網代車であることがわかる。(6) いないが、 いがあるが、 かに、第一図「網代車」(図4)と『西園寺家車図』所載「網代車」図(参考図D)とは、 連子也、」とあるのを参看すれば、太政大臣(相国は唐名)に任ぜられて後に乗用する車の意味だと知られる。 寺家車図』所載の「網代車」図(参考図D)の説明書きに、「任相国之後乗之、大概不違尋常大臣車、 上内外共有横連子、」とある。「大概不違尋常大臣車、」とはいかなる意味であるのか、にわかには知りがたいが、『西園 つぎに、描かれた車についてみていく。第一図は網代車で、説明書きの冒頭には「網代車 袖および立板部分に扇が描かれている。『蛙抄』によれば、 同種の車を描いたものであることは、一見しただけでも明らかである。また、説明書きでは触れられて 扇は洞院家の車文であるから、この図が洞院(宝) 俯瞰図と側面図という違 大概不邀尋常大臣車、 但物見上有横 但物見 たし

柄幷太政大臣乗之、 が参考になる。第二図 車を描いたものだということになる。 のの、全く同じ形態の車を描いているといってよい。そして、『西園寺家車図』の説明書きによれば、この車は 第二図も車文として扇が描かれており、洞院家所用の車だとわかる。車の種類については、これも『西園寺家車図』 他大臣不用之、」とあるので、第二図は洞院家において太政大臣となった者の用いた雨眉網代庇 (図5)と『西園寺家車図』所載の「雨眉網代庇車」図(参考図E)とは、車文こそ異なるも

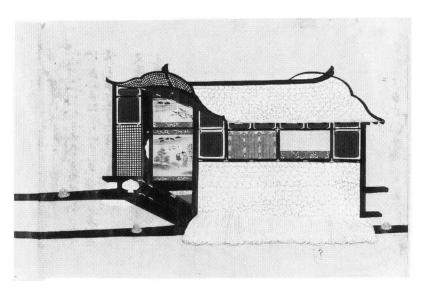
とすれば『洞院家太政大臣車絵』とでも呼ぶべきものであろう。 以上の検討から、本書の第六紙目までは、洞院家における太政大臣所用の車二種を描いたもので、あえて名付ける

下孫、乃后 おおかりてあかり 要は成る」を改置する月分大同からを用し 小海 英考法 也是 黄金物成月 墨京连 使风瓜也丰 文庫 · 遠在行 北海京 傳張大绪有為。 玄城县康徒 內產 港藝舞 北京 体温度 克奈美 青、白、上、神通の心子前、丁、青、田味な、松柳もたま、「 散 李敬 智車 内事用方はあるるとはなるととはなかって 大見板 大馬坐着内七日二人 若直立信奉をん た古南下四横沙一打四、中、松路下外上、同外若有青機造る まなる れたの 麻自花前、好人上了被人去了走了一周十八百四大大麦、有老年林在公外人 布打支 京溪神楼通己下横湾、下地是也有数色特丹取达之、下"有槽沙野楼路下去 榜題中横污一有三人物語人機修不物人門物多个横浮一四有無人心意 黄金物 小松の間は小松の内で付き相前 易没有用户 ~~ 有多相前 神,表為之,下"育機治世也接得,下不養機物不獲個代品以致色能盡為好 如思湯

図8 『車絵』檳榔庇車説明書き

な い17 『西園寺家車図』も、太政大臣昇進後に乗用する車とし が 関する説明書きなのである。 が兵仗を賜り、その拝賀にあたって乗用した檳榔庇車 月二〇日、 の右肩にある注記によれば、建長四年(一二五二)一〇 車の説明書きが貼り継がれていること自体は不思議 檳榔庇車」図(参考図F)を掲げており、ここに檳榔庇 九紙には、 に関する記載が出現することには、 て、「網代車」図・「雨眉網代庇車」図とともに「雨眉 岡屋殿図」とあり、本来絵図と一具のものであること 明らかである。そして、それは一つ書きで記され 近衛兼経所用の檳榔庇車の説明書きは、 つぎに、 しかし、これは洞院家所用のものではなく、 檳榔庇車の説明書きが載せられている 同月三日に摂政を辞した前太政大臣近衛兼経 第七紙以降について検討する。 ここで突如近衛家所用 違和感を感じざるを 第七紙から第 表題の右 (図8)。 表題 肩に 0 では

檳榔庇車について



参考図F 『西園寺家車図』雨眉檳榔庇車

形式

|網代車||図の直前にある説明書き (図3)と同様の

このようにみると、形式の点からはこの第九紙までが

車絵図」と呼ぶべきものだといえる。

しかし、

内容か

はこれに対応する絵図が存在したと思われるのである。⁽¹⁸⁾えられる。つまり、本書には収められていないが、もとを持っており、つぎに絵図が貼り継がれるべきものと考

するものばかりで、この説明書きと無関係のものではならみれば、第一○紙以降の記録の抄出も、檳榔庇車に関

近衛兼経の兵仗拝賀および直衣始に関する「記事」の抄出である。

び伝来に深くかかわるので、節をかえて詳しくみていきたい。 うなものが、 つまり、第七紙以後はすべて、檳榔庇車に関する摂関家由来の史料をまとめたものなのである。 さきの『洞院家太政大臣車絵』に貼り継がれているのであろうか。これについては、 では、 本書の制作者およ なぜこのよ

二)制作者とその意図

作に関与した可能性が想定できる。また、 本書の制作者について考えると、 まず、 洞院家の車を描いていることから、洞院家の人物が制作に関わったとも考 近衛家の文庫である陽明文庫に伝来していることから、 近衛家の 人物が制

え得る。

の成立と思われるため、 ある。すなわち、筆跡が重要な手がかりの一つとなる。料紙や書風などからは鎌倉時代後期から南北朝時代にかけて うことについて検証してみよう。 は 洞院実泰(一二七〇~一三二七)であった可能性が高いと思われる。そこで、 ここで、注意すべきは、『車絵』の文字が、後世の筆にかかる二ヶ所の注記を除けば、 この時代の両家の人物と筆跡を照合してみた。すると、 別の史料から筆者が実泰であるとい 自筆書状の筆跡との一(33) 一筆だと考えられることで 致から、

なかに、以下の西園寺公衡書状が含まれている。 はいずれも勘返状である。つまり、『車興等書』には洞院実泰の手許に残された文書が含まれているのである。その 洞院実泰の自筆書状として確認できるものは、 既に何度か触れた『車輿等書』に収められる四通があるが、これら

此建長のハ青候歟、是そ相違候、又当家図袖ニ立縁不候、尤以不審候、如此事依時少々無四度計事等多候らん、 車図返給候了、建長図加一見返進候、此一枚与大旨無相違候、誠庇車にて候けり、但此東山のハ簾蘇芳にて候、

等候歟、正応当職之時者無可出事之間、遂不乗用檳榔庇候き、恐々謹言、 又図誤事も候覧と覚候、 一巻相構早速被成立候て、可被免一見候、又一巻依召献覧之、是も未切瑳之間、

(花押)

万月三日

経所用の檳榔庇車図を指している。「当家」とはもちろん西園寺家のことで、「当家図袖ニ立縁不候、」との記述は、 檳榔庇車の絵図が話題となっており、「東山の」は東山禅閣こと九条道家所用の檳榔庇車図を、「建長図」とは近衛兼 本文書は宛所を欠くが、さきに触れた勘返状と内容的に関連しており、これも実泰宛てだと考えられる。ここでは、

ことを指すとわかる。結局、このとき実兼は檳榔庇車に乗ることはなかったという。 の乗用する車であるので、正応四年(一二九一)一二月に太政大臣に任ぜられ、翌年一二月に辞退した西園寺実兼の 『西園寺家車図』所載の「雨眉檳榔庇車」図(参考図F)の絵様と合致する。「正応当職」とは、檳榔庇車が太政大臣

実泰の五歳年長で、この時公衡は右大臣、実泰が権大納言であった。書札礼もこの関係に叶っており、この書状は正 と、正安元年(一二九九)六月、実泰の父公守が洞院家として初めて太政大臣に昇ったことに求められよう。 実泰が公衡に檳榔庇車について尋ねるとしたら、その契機は、実泰自身が太政大臣になっていないことを勘案する

環として檳榔庇車の絵図を作製するため、一門であり、太政大臣を輩出していた西園寺家の事例を尋ねたやりとりの うちの一通がさきの文書であったと考えるべきである。 安元年のものとみて大過なかろう。つまり、公守の太政大臣就任に伴い、檳榔庇車造立の必要が生じ、 その準備の

西園寺家以外にも諸方に尋ねて、檳榔庇車に関する記述を載せる記録を蒐集したのであろう。

定僻事

実泰は、『車絵』 檳榔庇車が太政大臣の乗用であるため、 の第七紙以後にみえる檳榔庇車の説明書きや、関連記事を有する記録もしくはその抄出を入手した 西園寺家のほかには摂関家に尋ねたことも多かったに違いない。そのなかで

と考えられる。

絵図をまとめるにあたって、 かったと思われる。そして、洞院家の檳榔庇車の絵図も描かれぬままに終わったのであろう。そのため、 した摂関家(近衛家)所用の檳榔庇車の記録を貼り継いでおいたのだと思われる。 だが、公守は在職わずか四ヶ月で太政大臣を辞しており、結局は実兼の場合と同様、檳榔庇車が作られることはな 自家所用の網代車・雨眉車のあとに貼り継ぐべき檳榔庇車の絵図を欠き、 かわりに入手 実泰が車の

る。それゆえ、さきに六紙までについてを『洞院家太政大臣車絵』と仮称したが、本書全体について用いることも可 てまとめられたもので、 以上の検討から、本書は、 同家の太政大臣が所用する車を図示して説明書きを加えたものであったと考えることができ 洞院公守が太政大臣に昇進した正安元年をさほど下らない時期に、 公守の子実泰によっ

(四) 伝来

洞院家に牛車に関する史料が少なからず蓄積されていたことは、洞院実熈が『蛙抄』を著していることから知ること 本章の最後に、洞院家と牛車に関する史料との関係についてみることで、本書の伝来を考える手がかりとしたい。

一五三七)の日記『実隆公記』から知られる。同記長享三年八月三日条に「車抄自中院送賜、可書写者也、」とあり、「一五三七)の日記『実隆』 ができる。 さらに、 実熙が牛車についての著作を残していたことが、室町時代後期の公卿・三条西実隆(一四五五~

候、仍世間不流布候歟、返々不可被許外見候、」とあり、これが実熙の著であったと解される。この「仙駕秘録」と 三年八月五日条裏の妙益(中院通秀)書状に「先度承候車抄、是者随分秘蔵にて候へ共、入見参候、故洞院被造之物 に関する抄物は、洞院家に由来するものであり、「仙駕秘録」と呼ばれるものであった。さらに、同記紙背文書長享に関する抄物は、洞院家に由来するものであり、「仙駕秘録」と呼ばれるものであった。さらに、同記紙背文書長享 立筆、」とあり、八日条に「車抄渦院抄也、仍号仙駕秘録、終書功、」と見え、七日間で書写したことがわかる。この牛車 実隆が「車抄」を中院通秀(一四二八~九四)から借り受けたことが見える。そして、同九月二日条に「今日車秘抄

『蛙抄』車輿部との関係は不明であり、あるいは同じものかも知れない。

とで散佚させたことが知られている。陽明文庫には、このほかにも洞院実熙の筆にかかる『政部類記』三巻など洞院とで散佚させたことが知られている。陽明文庫には、このほかにも洞院実煕の筆にかかる『政部類記』三巻など洞院 許にあったとみるべき証左が存在するのである。このことも、本書の筆者が洞院実泰であることを裏付けるであろう。 が、これも洞院家旧蔵であったとみられる。つまり、檳榔庇車に関する記録の抄出のもととなるべき写本が実泰の手(%) 記事は逸文であり、本書すなわち『車絵』と『洞院六巻部類記』以外には記文を知ることができない。また「中右記 車に関する記録の抄出のうちの「知信記」および「信範記」を完全に含みこんでいる。そして「知信記」天承元年の がある。その巻三のうち関白兵杖の項は「不知記」および「信範記」の抄出からなっているが、両者はさきの檳榔庇(ミラ) についても、当該箇所を含む藤原忠実の兵杖拝賀について抄出した鎌倉時代の写本が京都御所東山御文庫に存在する 洞院家は実泰の後、公賢、実夏、公定、満季、実熙と続いて室町時代中期に至るが、実熙の子公数は後嗣のないま 洞院家に鎌倉・南北朝時代に蒐集された史料の一部を大まかに類別編集した『洞院六巻部類記』という史料 同家は断絶した。公数は『園太暦』を中院通秀に譲ったのをはじめ、家伝の記録・文書類を売却するこ

時期に近衛家の架蔵に帰したのであり、本書もそこに含まれるものであったと考えられるのである。

つまり、公数の出家とともに解体した洞院家の文庫の旧蔵書の一部は、ある

家旧蔵書が存在することが確認される。

おわりに

きた。その結果、 西園寺家車図』に収載されている絵図よりも正しい図様を有していることを明らかにした。 本稿では、 『西園寺家車図』と関係の深い陽明文庫所蔵『納言大将車絵様』 『納言大将車絵様』は、『西園寺家車図』がまとめられる以前に存在した同家所用の車の絵図であり、 および 『車絵』について考察を進めて また、『車絵』は、『洞

院家太政大臣車絵』と呼ぶべきものであることを指摘した。

与り、 で遡るため、牛車の図として最も注目すべきものであるにもかかわらず、断絶した洞院家の車の絵図であったことも の車に限られているものの、 の車図としては、 しかしながら、『納言大将車絵様』は『西園寺家車図』がまとめられる際に利用されなかったと思われ、 ほとんど注目を浴びなかった。この二つの車図を、忘れられた車図と呼んだ所以はここにある。 まったく顧みられることのない存在となっていた。もう一方の『車絵』についても、 一つ書き形式の説明書きと絵図とを組み合わせた整った形を持ち、 成立も鎌倉時代にま 太政大臣所用 西園寺家

寺家にも、 いう動きが存在した。各家のあいだの共通点と相違点とを意識するなかで、 みるとおり、 た有職書的な車図の嚆矢ともいうべき存在であったのではないかと考えられる。 した牛車を描いたもので、 "西園寺家車図』につながる、絵図と説明書きを交互に載せ、なんらかの編集意図にもとづいて複数の絵図を配列し これまでの考察のなかで、 車の絵図が存在していたことが確かめられた。ところがそのほとんどは、 鎌倉時代後期、 単独の一図という形状をとっていたようである。 鎌倉時代には、西園寺・九条両家以外に洞院家や近衛家に、そして南北朝時代には徳大 **祠院・西園寺両家のあいだで車の絵図を相互に貸借し、さらに摂関家からも借用すると** したがって、今回紹介した『車絵』は、 有職書的な車図が成立したということな さきに引用した西園寺公衡の書状に 特定の時期に特定の人物が所用

のであろう。このなかで、西園寺・九条両家の車図が江戸時代に流布して現在に至っているのは、史料残存の偶然と

いう要素が大きかったに違いない。

課題として、本稿を閉じたい。 研究をするうえで、最も良質の史料と見なしうる洞院家の車図の復元を試みることが必要となってくる。これを次の 手本ともいうべき役割を果たしたことも考え得る。したがって、『車輿等書』の分析を行ない、それを通じて牛車の 式を有する車図が存在したとみるべきであり、『西園寺家車図』が現在の形にまとめられる際に、 図のみが作製されたわけではなかった。洞院家には『西園寺家車図』の成立に先立って種々の車を網羅し、 実は、洞院家の車図は、このほか尊経閣文庫所蔵『車輿等書』に収められてのこっており、太政大臣乗用の車の絵 それが参看され 整った形

註

のであって、それに先行するであろう個別の車図を意味を有する本で、室町時代末期の成立にかかるものを指す摘したように、西園寺家所用の牛車八図および説明書きた、本稿で『西園寺家車図』と表記するのは、前稿で指ていなかった。なお、同書の概要は改めて紹介する。まていなかった。なお、同書の概要は改めて紹介する。ま

はじめとする鎌倉後期の公卿の牛車についての問答・記に西園寺公衡と洞院実泰との勘返状、二条兼基の書状を註(9)にも記したが、持明院家旧蔵で、牛車の図以外(2) 架蔵番号七/三九。『車輿等書』については前稿の

3 (5) 『蛙抄』(東京大学史料編纂所所蔵徳大寺本〔一五 (4) 自筆本。架番号はS〇〇七三/三。この『公清公記』 られる。しかし、分量が多いため、本稿では『西園寺家車 『九条家車図』に収める牛車の図の一部、あるいは『公 録の抄出など牛車故実に関する多様な史料を集めたもの 『徳大寺公清公記』所収「車絵図」を中心に―」(『MU るにとどめ、その全面的な紹介や考察は別稿を期したい。 図』および今回紹介する両書との関連で若干の言及をす 車について考えるうえで、最も注目すべき史料だと考え 清公記』所載の車図までも含んでおり、中世における牛 書』と呼んでいる。同書は、『西園寺家車図』のみならず、 である。一説に、室町時代の写本とされる。 SEUM』五七五号、二〇〇一年)で詳述された。 車文の項に「鞆絵 乗之、自余子息ハ不用、」とある、 る「記録に貼り継がれた絵図―東京大学史料編纂所所蔵 二号(二〇〇一年)の口絵で紹介し、その後、同氏によ 所載の車図については、藤原重雄氏が『日本歴史』六三 には、すべて車輿部をさすため、いちいち断らない)・ 一二軸にまとめられており、これらを一括して『車輿等 ノー/八〕)車輿部(以下、本稿で『蛙抄』というとき 架蔵番号はそれぞれ、二四二九二・二四二九三。 現在は巻子

- 6 二四日に、それぞれ右大将に任じられている。 日、実氏は貞応元年八月一六日、公相は建長二年一二月 『公卿補任』によれば、公経は承久元年一一月一三
- (7) 『蛙抄』の「半蔀車」の項に「大臣大将等用之、 (8) 「半蔀車記録抄出」では、この部分は「故入道殿御 皇又令用給歟、大臣以下号半蔀始有刷儀、」とある。 上

車物見下如屋形上小鞆絵也、而若年之時、猶可為大鞆絵

- (9) 『車輿等書』所収「忠広記」は、承久元年一一月二 文永四年父実氏に先んじて亡くなっており、ここに登場 失、」の部分は、本来割注だと思われる。西園寺公相は 之由、大臣殿有仰、大臣殿御時御車有絵様、而求失、仍 すでに建長年間に失なわれていたためだと考えられる。 する「故入道殿」は祖父公経を、「大臣殿」は実氏を指 如此、」と記されている。「大臣殿御時御車有絵様、 す。「貞応御車」の記述がないのは、製作された車絵が
- 階忠広の日記で、東山御文庫本「相国拝賀部類記」(勅 封一六三—四二。『東山御文庫御物』四〔毎日新聞 れたことを記す。「忠広記」は、西園寺公経の家司・高 四日に公経、貞応元年九月八日に実氏の網代始が行なわ

『大日本史料』は『東山御文庫記録』丙六を出典とする) には「階忠記」の名で、貞応元年八月一三日・一四日

年正月一八日条に、公衡の父で当時右大将であった実兼 一五日条が収められている。また、『公衡公記』正応二

が引用されていたこともわかる。 寮叢刊)の目録によれば、後鳥羽院移徙の項に「忠広記 とが見えている。このほか、『仙洞御移徙部類記』(図書 の半蔀車に関する記述があり、忠広の記録を参照したこ

- (1) 前稿では、宮内庁書陵部所蔵九条本『西園寺家車図』 を紹介し、その図版を掲載したが、今回は、九条本とほ ぼ同時期に近衛信尹が作成した陽明文庫所蔵『西園寺家
- 11 車図』の図版を掲載する。 前註(4)藤原論文。
- 12 とがある。諸伝本のうち陽明文庫本や九条本などの古態 くつかの系統に分類できるが、「納言大将半蔀車」図に 物見の上に鞆絵文が描かれているものといないもの 前稿で述べたように、『西園寺家車図』の伝本はい

えたい。

13 見えているので、見えていない左方の絵を第三図として るような墨による抹消は反映されていないことになる。 をとどめるグループは鞆絵文を描いており、ここに見え この雨眉車の車内絵について、第二図に右方の絵が

> 描かれていることになる。これは、先に見た『蛙抄』の 左の前は春、同後は冬、右の前は夏、同後は秋の景色が 記述と一致するとともに、第二・三図の連続性を示すも 234

別に描いたものだと思われる。すると、立板には唐絵で、

14 を根拠としたのは失考であった。 と判断する際に、第一図の注記「当家大臣時網代車也、」 前稿注(11)で、この図を洞院家で作成されたもの

のといえよう。

- 15 室町時代初期に成立したと思われる『立車記』(宮内庁 『蛙抄』に「画扇 実雄公末用之、嫡之外 」とある。また、
- (16) すると、第一図右傍の注記とは齟齬する。 として、「洞院 書陵部所蔵松岡本〔二〇八―一三二三〕)にも「車文事」 扇 檜扇 藤菱」と見えている。 しかし、

注記者が不明である現時点においての性急な判断は差控

- (17) ただし、『西園寺家車図』の「雨眉檳榔庇車」図に ない。 は、西園寺実氏が建長五年に乗用した車の図であるとの 注記があるが、一つ書き形式の説明書きは収められてい
- |家号檳榔庇乗用多分此車也、」と傍書される図があり、

衝18

ŧ

「同御車図

様」とある。また、『車絵』所引の「宇槐記」の末尾に

在本記、大略同建長絵図、仍略之、」と

これが対応する図であったと考えられる。詳しくは、 『車輿等書』について検討するなかで触れたい。 今

案になることを正しく伝えていたことが知られる。 車也、」としている。一条兼良の手になる『桃華蘂葉』 とあり、室町時代後期においても、檳榔庇車が忠実の創 承比始而廻意巧令造給、」(天承二年が長承元年にあたる) の「檳榔庇」の項にも「大閤之時乗之、此車知足院殿長 の兵仗拝賀の慶び申しで乗用した檳榔庇車を「是今案御 「中右記」天承元年一一月二五日条を見ると、忠実

〔20〕 ここに引用される「知信記」のうち天承元年の記事 行幸、二月の法成寺御塔供養、四月の賀茂祭の時の事例 逸文と思われる。翌天承二年の記事は、正月の朝覲

21 られており、そこには「保延五年十月八幡賀茂詣日有絵 所収「書出但如此注文ト記スモノ」と題する巻にも載せ の記事であり、「字槐記」の記事は逸文である。さらに 「宇槐記」の抜書きは、『九条家車図』および『車輿等書』 一一日の石清水八幡宮参詣及び同月二三日の賀茂社参詣 「信範記」、「宇槐記」の抜書きは、保延五年一〇月

筆跡が見えている。

ものと思われる。『玉蘂』嘉禎三年三月二八日条には、 八幡指図(つまり、「宇槐記」のこの記事)を参考に檳 近衛兼経が九条道家に、檳榔庇の絵図がないため、保延 あることから「宇槐記」には記事以外にも絵図があった

22 二七日条などを参看すれば、藤原氏の氏長者の地位に付 榔庇車を造ったのだと語ったことが記されている。 随するものなので、「鴨居殿預本」とは摂関家の蔵本だ 一〇日条、『勘仲記』建治元年一一月四日・同三年三月 鎌倉時代における鴨居殿は、『玉蘂』嘉禎三年三月

と考えてよかろう。

(2) 洞院実泰の自筆が確認されるものは『車輿等書』以 外にはほとんどないが、東山御文庫本「洞院実泰カ勘奏 東山御文庫本「朝覲行幸部類」(勅封一三〇―五八。『東 案」(勅封一三〇―七六。マイクロフィルムによる) は、 山御文庫御物』四、三〇~三一頁)にも同一と思われる 自筆の可能性が高いものとして知られる。また、同じく

(2) 江戸時代中~後期の公卿・柳原紀光(一七四六~一 八〇〇)の著である『砂巌』 |仙駕秘録一巻之内ヨリ書之、」と傍書する「四方興事 (図書寮叢刊) のうちに

なる記述がある。つまり、同書には牛車のみならず輿に

ついての記述があったことが知られるのである。なお、

写した本を転写した可能性が高い。 紀光は、三条西家本を多数書写しているので、実隆の書

続歴史篇』(養徳社、一九五一年)「洞院家廿巻部類」の 二一七―四三三)。同書については、『図書寮典籍解題 宮内庁書陵部所蔵藤波本『洞院六巻部類記』(函号

項、および宮内庁書陵部所蔵『洞院家廿巻部類異同考

附洞院家六巻部類』(函号一七六―一六六)を参照

(26) 東山御文庫本「中右記抜書 天承元年十一月前関白 忠実賜兵仗随身慶賀(藤原忠実賜随身兵仗記)」(勅封一

収蔵の鎌倉・南北朝時代の写本に洞院家旧蔵と考えるべ きものが多いことは、『東山御文庫御物』四の「太政大 六三―六〇―一。マイクロフィルムによる)。同文庫本

> 三〇一五八)、「行幸記」(勅封一三〇一五九)、「御幸始 御継文』(勅封一三〇―五三)、「朝覲行幸部類」(勅封 臣西園寺公守上表写」(勅封一二〇—二一)、「行幸部類

四六)、「御譲位記」(勅封一五七―四七)、「譲位部類記」 部類記」(勅封一三○─六六)、「御即位儀」(勅封一四二─

四一、四二)の解説を参照。 (勅封一五七―四九)、「相国拝賀部類記」(勅封一六三―

(27) 洞院家については、末柄豊「西園寺家文書について」 (『遙かなる中世』一九号、二〇〇一年) および同「洞院

から―」(『禁裏・公家文庫研究』一〔思文閣出版、二〇 公数の出家―東山御文庫本『洞院家今出川家相論之事』

○三年〕所収、初出は二○○一年)に詳しい。

本稿の作成にあたり、陽明文庫および同文庫長名和修氏より全面的なご協力を得た。記して感謝の意を表し

×を冠して右傍に注した。

紙継目の箇所には、行末に 』を付した。

陽明文庫所蔵『納言大将車絵様』・『車絵』翻刻

凡例

使用漢字は原則として常用漢字を用いた。

文中に適宜、読点(、)・並列点(・)を加えた。 文中の人名については、傍注を施した。 校訂注は原本の文字に置き換えるべきものは〔 〕、参考または説明のためのものは()で括った。

文字の上に重ねて別の文字を書いた箇所は、 後に書かれた文字を本文とし、その左傍に・を付し、もとの文字に

237

(袖紙奥上貼紙)

| 車カ

納言大将車絵様 鞆絵」

(第1紙)

小讷会罔弋乜、勿己上´無文、承久御車、檐上幷物見下遠文

貞応御車、半蔀角散金物、半蔀角散金物、

半蔀角黄金物、

大臣殿御車有絵様、而求失、

而年若時、

猶可為大鞆絵由、

大臣殿有仰、(西園寺実氏)

故入道殿御車物見、如屋形上小鞆絵也、西屬寺公経) 〔下脱〕 、物見下大鞆絵也、物見上、無文、 建長御車、

檐上小鞆絵遠文、

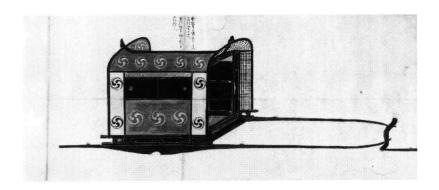
238

22

(第3紙) (第2紙)

大鞆絵也、小鞆絵、物見上無文、小鞆絵、物見上無文、

承久御車、檐上物見下遠文



(第2紙)

網代

箱

網代車

(第1紙)

後日謁前博陸之次、語云、執柄常也、大臣以前猶有此連子云々、 大概不違尋常大臣車、但物見上内外共有横連子、

横連子下横端一打亘之、袖上、地界上一巡横端一打亘之、 至前後 如例八葉、無半蔀、無開戸、棟木、眉、立端等如例、 横端下物見如例、物見下横端不至前後袖上如例 横端下、油上、 内外共有青横連子、朱漆メム、

前後袖内横連子下横端、々々下無立連子、直有小格子、如例子、

棟ノ表白網代無文、

袖ノ表白網代漆画、物見ノ下許例網代青地黄文也、

不審内簾懸否事、 物見板 黒漆、長物見如例、

同下立板 内方黒漆如例、

一、下張

金物

内外皆黄金物也、

簾 五緒如例、

下簾

畳 鞦 同 如例、

黄金物、

榻

240

	(第6紙)	(第	55紙)				第	4紙)		
(絵)	(第6紙) 同車向方	(絵)	紅 同車内左方	(絵)	網代庇之時屋形如常、物見板上有庇云々、」	如此車屋形為菴棟、	(第 但此儀猶不甘心、号尼眉之時者、	4紙「雨眉車是也、或説網代庇。同車之由、有沙汰云々、(異筆) (異筆)	(絵)	第 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3

(第9紙)

(第7紙)

厢車 建長四年十月廿日大閤時拝賀用云々、 東帯之時乗之、

直衣始之時、此車懸青簾、同下簾垂之、用畝鞦云々、(×垂)

眉有花形。物見ノ上ノ檐ノ左右并前後ノ眉ノ下ニ有廂、棟木・立端如例、

無庇、庇裏有朱漆椽、四方皆有之、袖上、庇裏有朱漆椽、除左右袖之外、

箱

小格子、押白色紙、小格子ノ面ニ付小高欄、毛車、前後有開戸、々々有高欄、毛車、前後袖横連子下横端、々々下物見巡有彩色牡丹彫透文、々々下ニ有横端、物見、横端下有前後袖横連子下横端一打亘之、袖上、横端下物見如例、物見下横端一巡打亘之、独上、左右廂下一巡横端一打亘之、至前後横端子、朱流メム、折金物、左右廂下一巡横端一打亘之、至前後横端下、玉前後内外共有青横連子、朱漆メム、折金物、

総在所猶多、可勘決、袖ノ表透文ノ下ニ有橫端、下巡、橫端ノ下不葺檳榔、不張網代、只以彩色施画図、牡丹、柚上、腰下、 袖ノ上ノ横連子ノ面并箱ノ下ノ腰一巡、除前後、 檳榔毛総垂之、 槍皮屋橑、 8 一、 網代 棟ノ表及四方ノ廂ノ表并物見ノ下皆以檳榔毛葺之、四方ノ廂ノ偆端切之、亳崎頗出、如 8 古図懸簾之間、無此所見、若画五緒翠簾歟

、物見板

同簾

濃蘇芳竹、紫編糸、

組懸緒

同下内方 ゚無此所見、但嘉禎図云、黒漆在金物云々、 ·(×四) ·(×四) · 嘉禎注文

古図懸簾之間、

黄金物 内外同、

下張

同尼眉、

濃蘇芳竹、 紫編糸、 錦縁七緒、

有金物、

三筋不付簾、

裏縁紫唐綾、

毛以車、如

簾

下簾 京莚、 蘇芳末濃、 繧繝縁、 如毛車、

平鞦、 如毛車、

畳

鞦

242

(第10紙)

榻 黄金物、

綱

布打交、

天承元年十一月十七日、今夕大殿依召初参院給云々、中右記 (藤原忠実) (鳥羽) **幷中将殿御共者、去保安元年十一月御籠居、于今十二年、今日**(^{藤原賴長)} 関白殿(藤原忠通)

始御出仕、 君臣合体之儀已又相叶、為天下大慶也、大殿御直衣?

廿一日、今夜大殿有御随身

勅書、

前駆六人、

廿五日、戊午、厭対日、天晴、

大殿賜御随身後、

令申慶給云々、

申刻出御、蒔絵細剣、紺地緒、 打下襲、 御車檳榔毛庇、 是

蘇芳下簾、 前駆内・院殿上人、頭中将宗能以下之 (崇徳天皇) (藤原) 治部卿能俊、

十四人、諸大夫廿人許、上達部扈従、

関白殿、

今案御車也、

民部卿忠教、(藤原) 先参院、 賜御馬、 源中納言顕雅、 次参内云々、予籠居之間、 宰相中将忠宗、(藤原) 左大弁雅兼、 依人々来談、大略記之、 已上六人也、

天承元年十一月十七日、知信記 依院定也、入夜令参白河給、 庚戌、 御冠御直衣、 天陰、 雨不下、 檳榔庇御車 今日大殿初有御出仕、

青下簾、

車副六人、前駆六人、関白殿令候御共給、

庇御車、

御随身冠、 中将殿同令候給、深更密々、

廿一 廿五日、戊午、天晴、大殿令申兵仗慶賀給、 旦 甲寅、 今日大殿令賜随身給、

御車庇檳榔、

赤色御簾、

半蔀簾同之、蘇芳下簾、平鞦、

廿九日、壬戌、大殿令参院幷大内給、(鳥羽)(梟徳天皇) 御車副六人、公卿·殿上人同右、仍略之、 檳榔庇御車、 青簾、青下簾

前駆六人、御随身布衣・壺脛巾、

天承二年正月二日、甲午、朝覲行幸也、大殿令参院給、

庇檳榔御車、御随身狩胡籙・蘇芳朽葉狩袴・伊知比脛巾

等如例、府生束帯・壺胡籙、 御車副六人、前駆十人、

御宿袍、庇檳榔御車、 二月廿八日、庚寅、天晴、法成寺御塔供養也、巳刻大殿令参給、 御車副如例、 前駆束帯、 御随身垂袴

着宿袍云々、 壺胡籙、 入南大門、直令入中宮御所簾中給、不可令列公卿給、(礦原署子) 仍

四月廿四日、乙酉、 天晴、

四人、布袴、六位二人、衣冠、

供奉給、庇檳榔御車、紫簾、 賀茂祭也、上皇幷女院有御見物、(藤原璋子) 蘇芳下簾、 御冠直衣、 前駆五位 大殿令

廿五日、丙戌、雨降、大殿令参院給、 依可有御見物御幸也、 庇檳榔御車、

御随身褐衣·壺胡籙也、

宇槐記

(第12紙)

(第13紙)

申刻大殿令参女院給、(藤原忠実) (藤原璋子) 保延五年十月四日、 辛亥、 御冠直衣、 天晴、 今夕高陽院可臨幸鳥羽殿者、(藤原泰子) 檳榔庇御車、 々副六人、 前駆

青簾、

青下簾、

前駆衣冠、

御随身冠

٠

布衣・

壺脛巾

也

衣冠、予候其列;

十一日、戊午、天晴云々、 大殿八幡詣也云々、 略之、 大殿御宿袍、 浅黄固文御奴袴、

櫨固文立涌雲織物御褂、 野剣、 御笏等也、神宝以下御覧、 次寄御車、

有 風流唐車也、 四面庇、 前後棟末・左右軸末・頸木・轅等有金銅、(×物) 前後立縁外有絵、 彫透之、 足横縁上 横縁上并物見下葺檳榔、 木尻透金物、

御車副六人、、、、

青表簾、

押錦縁、浮線綾青下簾、

有菊繍、

連着平鞦、

白綱、

世三甲、 庚午、天晴、 御賀茂詣也、 八幡詣御車也、 略之、

午刻参東三条、大殿下御出、 保延五年十月十一日、 宇左記云、 寄御車、 今日有大殿下! 御衣冠也、

、幡詣事、

檳榔庇、 八幡詣御車記 御車内黒漆、 同令用此御車給、同廿三日御賀茂詣 在金物、 垂木塗朱、 但束帯也

物見外上連子、 物見縁黒漆、 ・・・(×彫造之) 中菱釘、物見下檳榔毛、在金物、物見下檳榔毛、

(第14紙)

高欄如例、有金物、車輿縛緒白生絹、白布、 袖内横縁下黒漆、押紙、 簾塗白緑、 袖横縁上唐草、彫透之、袖下、(彩、下同シ) 棟木・革崎・富尾・軸・轄・頸木、 已上、木口各入透金物、 縁青地錦、

牡丹文、

下簾青下濃、 袖内横縁、 同采色、 菱釘各四 地押金薄、

縫菊折枝、文雲鶴、

楊如例、在金物、畳国莚、縁高麗、

同御車図 小高欄無之、下籐青下堺也、但箱下一巡檳榔毛総一向無之、袖中在本記、大略同建長絵図、仍略之、

袖内小格子面、

嘉禎三年三月廿六日、 大閤拝賀乗用車、猪熊(近衞家実)

御車記 鴨居殿預本

檳榔庇、 御車内黒漆、 在金物、 垂木漆朱、

物見外上連子、

物見縁黒漆、

物見下檳榔毛、

袖横縁上唐草、彫透之、袖下、 同采色、 菱在金物、 地押金薄、

※袖内横縁下黒漆、 押紙、地 袖内横縁、菱釘各四、

已上、同保延記、

246

(第15紙)

檳榔庇、蘇芳簾、

同下簾、平鞦、

建長四年十月廿日、大閤兵仗拝賀、岡屋(近衛兼経)

皆蘇芳、如檳榔毛車、但袖内小格子面小高欄有之、大略同保延図、仍略之、 御簾・下簾等

御榻如常、 高欄如例、

在金物、

御畳縁繧繝、

在金物、

開戸黄金物、

廂緒、 京莚、

細美布、

四緒、懸緒八筋、長各二尺、色櫨匂、

御下簾、

如檳榔、

同御車図

御簾、 小簾四枚、

蘇芳、

編糸紫、

七緒、

縁錦如檳榔、

裏綾紫、

凡束带時者、 懸蘇芳簾・下簾、 八葉車簾定也、下簾又如網代、

直衣時者、

懸青簾・同下簾、今日

車同昨日、但今日被懸青簾、或記云、同廿一日、直衣始、

247